

令和4年度第3回 川口市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日 令和4年11月16日(水)
- 2 会場 第一本庁舎8階第4委員会室
- 3 出席者 (1) 委員 (会長)大関 修克、内田 幸子、辻 康二郎、  
柳田 雅彦、安藤 正己、大川 敬一、齋藤 卓、  
目時 亮、鹿島 健司、永田 直美、本庄 一充、  
栗原 真利子、中田 裕子、齊藤 圭介  
(2) 事務局 宮澤保健部長、矢崎国民健康保険課長、  
三枝国保収納課長、阿部補佐、川田補佐、佐藤補佐、  
安田補佐、吉田補佐、朝倉主任
- 4 開会 午後1時30分
- 5 会議概要 以下のとおり
- 6 閉会 午後2時18分

会 議 概 要	
事務局	開会
会長	挨拶
事務局	本運営協議会の出席状況について、全委員15名のうち14名の出席により本協議会は成立し、傍聴人が2名である旨を告げ、進行を大関会長にお願いします。
議長	本日の会議の議事録署名人として、安藤委員並びに大川委員を指名する。
議長	議事(1)川口市国民健康保険税の賦課限度額について上程し、事務局の説明を求める。
事務局	資料の1ページから9ページ及び試算表により説明。
議長	事務局より説明があったが、何か質問はあるか。

委 員	<p>①今回の引上げによる賦課限度額の該当世帯数と割合は。</p> <p>②国民健康保険の加入世帯の内、外国人世帯の割合は。</p> <p>③外国人世帯の収納率の推移は。</p>
事 務 局	<p>①令和 4 年度の当初賦課計算日に基づいた試算数値となるが、賦課限度額の該当世帯数については、</p> <p>医療給付費分が 1,770 世帯、全体の約 2.03%、</p> <p>後期高齢者支援金等分が 2,067 世帯、全体の約 2.37%、</p> <p>介護納付金分が 386 世帯、全体の約 1.03%となっている。</p> <p>②令和 3 年度末において、12.8%である。</p>
事 務 局	<p>③令和元年度 70.42%、令和 2 年度 69.80%、令和 3 年度 73.38%である。</p>
委 員	<p>①近年、社会保険の適用範囲が拡大されているが、その内容は。</p>
事 務 局	<p>①平成 28 年度に、労働時間が週 30 時間以上から週 20 時間以上に変更となり、月収が 88,000 円以上の方が対象となった。また、令和 4 年 10 月に更なる適用範囲の拡大がなされており、事業所の規模が常時 500 人超から常時 100 人超に、勤務期間については、継続して 1 年を超える見込みから、継続して 2 か月を超える見込みへと変更された。</p>
委 員	<p>①歳出のその他 11 億円の中に、過年度の還付金が含まれるとの説明があったが、還付金の発生の事由と件数は。</p>
事 務 局	<p>①転出や社会保険加入等の理由による資格の喪失について、本人の手続が遅れたことによる遡及脱退分の還付件数となっており、昨年度の還付件数は、延べ 12,887 件である。</p>
委 員	<p>①保険者努力支援制度にはどのようなものがあるのか。</p>
事 務 局	<p>①例えば、収納率の向上や、賦課限度額を法令で定められた年度に引き上げたか又は、1 年遅れで引き上げたかによるもの、糖尿病性腎症重傷化予防事業等の項目を点数化して評価し、県・国から交付金が交付されるものである。</p>

委 員	<p>①保険者努力支援制度について、点数の規定はあるのか。</p> <p>②保険者努力支援制度の交付額について、5億円とは言わず10億円等、もっと上を目指せないのか。</p>
事 務 局	<p>①国・県から示された項目毎に、何点というような規定がある。</p> <p>②本市においては、例えば、特定健康診査の受診率が、都市部以外と比べて低い状況にあり、支援金額を大幅に向上させることは、厳しいと考えている。</p>
委 員	<p>①納税催告センターの営業時間は。</p>
事 務 局	<p>①祝日を除く毎日である。土日、時間外も行っている。</p>
委 員	<p>①納税催告センターの架電対象者は。</p> <p>②納税催告センターでは、どの位の頻度で架電しているのか。</p>
事 務 局	<p>①督促状送付後も支払いがない者が対象となる。</p> <p>②1回の納期ごとに架電しており、本市の国民健康保険税の納期は、8期であることから、8回架電する方もいる。</p>
委 員	<p>①本市における、国民健康保険の被保険者の割合は。</p>
事 務 局	<p>①令和3年度末において、世帯数ベースで28.49%、人数ベースで20.59%である。</p>
委 員	<p>①国民健康保険税における滞納処分の執行停止の条件は。</p>
事 務 局	<p>①公平性の観点から、全て適切に徴収すべきであるが、ある一定の条件を満たしていれば、滞納処分の執行停止を行う。主なもので言えば、財産がないとき、滞納処分によって、生活が著しく困難となるとき、所在と財産が不明なとき、明らかに徴収することができないとき等である。</p>
委 員	<p>①賦課限度額の引上げについて、増額となる世帯数は。</p>

事務局	①令和4年度の当初賦課計算に基づいた試算数値となるが、今回の引上げにより増額となる世帯数は、後期高齢者支援金等分では2,269世帯であり、100円から10,000円までの増額となる。そのうち、医療給付費分も増額となるのは1,883世帯であり、10,100円から30,000円までの増額となる。調定額については、約5,700万円の増加となっている。
委員	①今回の引上げにより、賦課限度額に該当する世帯数は。
事務局	①医療給付費分が1,770世帯、後期高齢者支援金等分が2,067世帯、介護納付金分が386世帯である。
委員	①医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のそれぞれにおいて、賦課限度額に該当する世帯は異なるのか。
事務局	①それぞれの賦課限度額が異なっており、税率も異なっていることから、例えば後期高齢者支援金等分では賦課限度額に該当するが、医療給付費分では、該当しない世帯もいる。  (その他質疑なし)
議長	議事(1)川口市国民健康保険税の賦課限度額について、了承することよろしいか。  (異議なし)
議長	報告事項(1)傷病手当金の適用期間延長について事務局より説明を求める。
事務局	資料10ページにより説明。
議長	事務局より説明があったが、何か質問はあるか。  (質疑なし)
議長	報告事項(2)その他について、事務局より説明を求める。

事務局	今後の会議開催予定について説明。
議長	事務局より説明があったが、何か質問はあるか。  (質疑なし)
事務局	閉会